

第99号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立北図書館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立北図書館

2 指定管理者

大阪市西区南堀江1丁目12番19号四ツ橋スタービル9階

大新東グループ

代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

近畿支店 支店長 野寄 貴之

3 指定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

神戸市立北図書館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立北図書館 指定管理者の指定について

1. 施設の名称

神戸市立北図書館

2. 指定管理者

大阪市西区南堀江1丁目12番19号四ツ橋スタービル9階

大新東グループ

(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社・大新東株式会社)

代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

近畿支店 支店長 野寄 貴之

3. 指定期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで（2年間）

4. 指定管理料（令和7年度予定額）

51,717千円

5. 債務負担行為

期間：令和6年度～令和8年度 限度額：104,000千円

6. 選定理由

北図書館は、新北区文化センターへの移転開館を令和9年度に予定しており、現段階では指定管理者の公募を行うための施設の維持管理に関する要件や仕様を定めることができないため、指定管理者制度運用指針3の⑥「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により現在の指定管理者を継続して指定する場合」を適用し、これまでも安定した管理運営を行っている現指定管理者を、引き続き2年間、指定管理者として選定する。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

神戸市立北図書館は、図書、記録等必要な資料を収集・整理・保存し、これらを市民に提供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした生涯学習施設として設置している。

2. 所在地

神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号北区文化センター2・3階

3. 延床面積

約835㎡

4. 施設内容

3階 一般書コーナー、カウンター、事務室

2階 児童書コーナー、YAコーナー、多目的室、学習室

5. 開館時間・休館日

開館時間：火～土曜日 午前10時～午後8時

日曜・祝日・休日 午前9時～午後5時

休館日：月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）

蔵書点検期間（年1回7日以内、休館日は含まない）

年末年始（12月29日～1月3日）

6. 利用状況

<入館者数>

・令和3年度：142,667人

・令和4年度：154,005人

・令和5年度：178,515人